

情報
最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



耐震改修工事を行う住宅の
固定資産税を減額します

平成27年12月31日までに耐震改修工事をした住宅は、次の要件すべてを満たす場合、申告によって固定資産税が一定期間減額されます。

■要件

- 昭和57年1月1日以前から現存する住宅であること
- 建築基準法に基づく現行の耐震基準を満たす改修工事であること
- 工事費用が一戸当たり30万円以上であること

■減額の割合

適用範囲に相当する税額の2分の1

■減額の適用範囲

1戸当たり120平方メートル以下の住宅部分

※併用住宅の店舗・事務所部分などを除く。

■減額される期間

○工事期間が平成24年中の場合、翌年度分から2年度間

○工事期間が平成25から27年の場合は、翌年度分の

■申告方法

工事完了の日から原則3カ月以内に、要件を満たすことの証明書を添付して、担当課へ申告してください。

■問合せ

○市庁舎本館資産税課
資産税係

TEL0897-52-1276

○各総合支所

税務課税務係（東予）

総務課税務係（丹原・小松）

7月の市税ごよみ

20日(金) 市県民税第1期分の督促状の発送

31日(火) 国民健康保険税第1期分、固定資産税第2期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。
※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

高齢者世帯の粗大ごみを戸別収集します

収集日に粗大ごみを運び出すことが困難であり、おおむね65歳以上の高齢者だけで構成される世帯を対象に、粗大ごみの戸別収集を行います。

■収集するもの

たんす、机、いす、布団、食器棚、自転車、ストーブ、こたつ、掃除機など

■収集できないもの

引越し等に伴う多量ごみ、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、天日温水器、エアコン、パソコン、消火器、バイク、農機具など

■収集時期

8月下旬予定

※粗大ごみ処理券を必ずはり付けて、建物の外に出してください。

■申込期間

7月2日(月)～13日(金)

■申込方法

電話または直接担当窓口へお申し込みください。申込者には、事前に収集日・収集業者などをお知らせします。

■申込先

○市庁舎別館環境衛生課
廃棄物対策係

TEL0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課

生活環境係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

市長の資産等を公開します

「政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例」に規定する市長の資産等補充報告書等の閲覧を行います。

■閲覧日時

7月2日(月)

8時30分～17時15分

※土・日曜日、祝日を除く。

■閲覧場所・問合せ

市庁舎本館3階総務課

総務法制係

TEL0897-52-1256

消火栓・防火水槽付近は駐車禁止！

消火栓や防火水槽は消火活動に欠かせない消防水利です。火災のときは消防隊が消火のために使用します。道路脇や歩道などにある消防水利は、その位置を示すため、蓋を黄色、標識や立ち上がり消火栓は赤色で塗装しています。

消防水利から5メートル以内は、道路交通法で駐車が禁止されており、違法な駐車は一刻を争う消防活動の妨げとなります。

消防水利の近くには駐車しないよう、ご理解とご協力をお願いします。

